

会計室 会計事務業務会計年度任用職員募集要項

令和7年11月20日
会 計 室

1 募集人数

4名

2 主な業務内容

A 計理・契約等に関する業務 2名

- ・計理事務、契約事務、支払事務の補助
- ・事務用品等の購入及び払出に関する事務の補助
- ・文書通送及び郵便発送に関する事務の補助
- ・その他事務の補助（電話応対、資料作成、データ入力など）

B 会計管理等に関する補助業務 1名

- ・公金の収納及び支払事務の補助
- ・資金管理及び預託事務の補助
- ・その他事務の補助（電話応対、資料作成、データ入力など）

C 新公会計制度における会計処理等に関する業務 1名

- ・財務諸表作成に係る仕訳入力事務の補助
- ・財務諸表作成に係る勘定残高検査事務の補助
- ・その他事務の補助（電話応対、資料作成、データ入力など）

※ A～Cの中から希望する区分に申し込むことができます。（複数区分選択可能）

3 応募資格

- （1）パソコン（ワード、エクセルなど）の基本的な操作ができる者
- （2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（１）、（２）の応募資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年）

5 勤務条件等

（１）勤務時間・日数

午前９時００分から午後３時４５分（休憩４５分）

週５日３０時間

※ 時差勤務に関する要綱に規定する時差勤務については、担任する業務上、公務の運営に支障が生じる場合は認められないことがあります。

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

（３）勤務場所

大阪市北区中之島１－３－２０ 大阪市役所１階 会計室

（４）報酬等

報酬（月額）	165,300 円～185,832 円
期末・勤勉手当（６月、１２月に支給）	595,905 円～854,827 円（６月、１２月の合計額）
年収見込	2,579,505 円～3,084,811 円

※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※ 期末・勤勉手当は、１年目は３.６０５月分ですが、再度の任用がされた場合２年目以降は４.６月分となります。

※ 上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※ 上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：１２日
------	----------

	付与期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・配偶者分べん休暇 等 【無給】 ・ドナー休暇 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇※ ・短期介護休暇※ ※ 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度があります。（別途取得要件あり）

（６）社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（８）その他

受験資格がないこと又は採用申込書等提出書類に虚偽のあることが認められた場合には任用を取り消すことがあります。

6 選考方法

（１）書類選考（採用申込書による）

- ※ 選考結果については、令和7年12月18日（木曜日）頃発送予定です。
- ※ 書類選考通過者には、あわせて面接試験の日時及び場所を通知しますので、令和7年12月23日（火曜日）までに選考結果が届かなかった場合は、問い合わせ先の担当までご連絡ください。

（２）口述(面接)試験

書類選考を通過された方を対象に、面接による口述試験を実施します。

ア 日時

令和8年1月7日（水曜日）（予定）

イ 場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所1階 会計室（予定）

※ 応募人数により、試験会場及び日時が変更となる場合があります。

※ 選考結果については、令和8年1月16日（金曜日）頃発送予定です。

7 申込方法

次の書類を必ず「簡易書留」（または簡易書留に準ずるもの）により送付してください（持参による申込みはできませんのでご注意ください。）。

※ 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 提出書類

ア 大阪市会計室会計年度任用職員採用申込書 1 通

※ 過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

イ 申し立て書 1 通

ウ 選考結果送付用の定形封筒（長形 3 号） 1 通

※ 必ず宛先を記載のうえ、320 円切手を貼付してください。

(2) 申込受付期間

令和 7 年 12 月 10 日（水曜日）まで ※必着

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市会計室会計企画担当

※ 送付される封筒には、朱書きで「大阪市会計室会計年度任用職員採用申込書在中」と明記してください。

8 その他

(1) 応募時に提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 応募に際して大阪市が収集した個人情報とは、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

(3) 可否結果について、電話等による問い合わせにはお答えできません。

(4) 合格者は、「採用候補者」として、成績順に「採用候補者名簿」に登載されます。

(5) 「採用候補者名簿」の順位に従って、「最終合格者」及び「補欠合格者」を決定します。

(6) 「最終合格者」の採用辞退や、令和 8 年度途中の退職等で欠員が生じた場合には、「補欠合格者」の中から追加で採用を決定することがあります。

(7) 本採用は、令和 8 年度予算の発効をもって有効とします。

9 問合せ先

大阪市会計室会計企画担当（担当：杉本・岩谷）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-8481 ファックス：06-6202-6970

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと